
4 5 0 5 . 貨物確認情報登録

業務コード	業務名
P K G	貨物確認情報登録

1. 業務概要

外国貿易機から取卸された外国貨物について、最初に搬入蔵置される保税蔵置場において、AWB単位に貨物個数及び貨物重量等、貨物の確認結果を入力する。

ただし、「ULD引取情報登録（UDA）」業務によりULD引取情報が登録されている場合は、ULDインタクト貨物とバラ貨物のそれぞれに対して本業務を行う。

なお、以下の貨物の場合は、保税蔵置場に代わり、それぞれの利用者が本業務を行うこととなる。

- ① 仮陸揚貨物（他所蔵置許可場所へ搬入蔵置される貨物を除く。）、他空港向一括保税運送貨物、航空会社保税蔵置場向け社用品及び他空港向一括保税運送仮陸揚貨物の場合は、航空会社が本業務を行う。
- ② 他所蔵置許可貨物の場合は、税関（保税担当部門）または他所蔵置許可申請者が本業務を行う。
- ③ 他空港向一括保税運送されるULD収容貨物の場合は、到着地の保税蔵置場が本業務を行う。

2. 入力者

税関*¹、航空会社、通関業*¹、機用品業*¹、混載業*¹、保税蔵置場

（* 1）他所蔵置許可貨物の搬入の場合のみ

3. 制限事項

- ① 1業務で入力可能なAWB件数は、最大10件とする。
- ② 1到着便で登録可能なAWB件数は、最大500件とする。
- ③ スプリットの登録は、最大30便とする。
- ④ 1AWBで登録可能な到着空港数は、最大5空港とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 他所蔵置貨物を入力する場合は、入力された他所蔵置場所に対する管轄税関または他所蔵置許可申請者であること。
- ③ 入力者が保税蔵置場の場合は、システムに空港保税蔵置場として登録されている保税蔵置場の管理者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

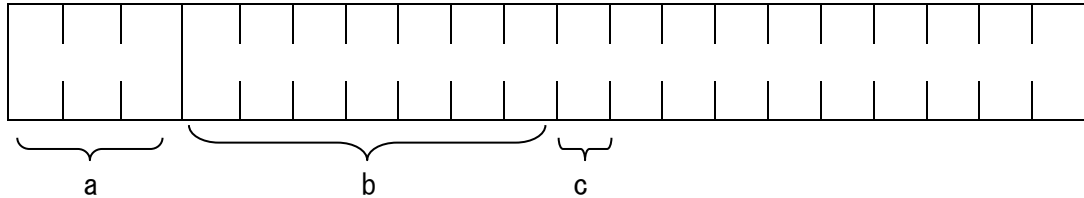
(3) AWB番号チェック処理

入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合で、以下の条件を満たす場合は、チェックを行う。

- ①AWB番号が10桁または11桁で、かつ一連番号部（4～9または10桁目）が数字である。
②本業務によりチェックデジット・チェック不要の旨が入力されていない。

・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を7で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。



a : プリフィックス部 (3桁)

b : 整数の一連番号部 (6~7桁)

c : チェックデジット (1桁)

$$b \div 7 = \alpha \text{ 余り } \beta$$

$\beta = c$ ($\beta \neq c$ はエラー)

図 チェックデジット有りのAWB番号構成

(4) 輸入便情報DBチェック

- ①入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在する場合で、到着空港揚貨物、仮陸揚貨物、他空港向一括保税運送貨物または社用品のいずれかの貨物種別単位に対して「貨物確認情報終了登録（E P K）」業務が行われている場合は、終了された貨物種別単位での本業務の入力でないこと。
- ②入力された到着便名に対して、取卸した保税蔵置場数がシステムに登録されている制限値を超えないこと。

(5) 輸入貨物情報DBチェック

- (A) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。
- ①本業務の入力により到着便の情報が複数となる場合は、スプリットである旨が登録されていること。
 - ②既に入力された到着便名に対して本業務が行われていないこと。ただし、UDA業務が行われている場合を除く。
 - ③仮陸揚ULD収容貨物または機移し貨物でないこと。
 - ④本業務によりULDである旨の入力がされた場合は、AWB情報登録業務により、ULDである旨が登録されていること。
 - ⑤ULD収容として登録する場合は、その旨が登録されていること。
 - ⑥ULD収容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、「保税運送申告（一括）（GOL）」業務が行われており、保税運送承認済である、包括保税運送承認に係る個別運送であるまたは特定保税運送であること。
 - ⑦ULD収容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、入力者が運送先の空港保税蔵置場であること。
 - ⑧スプリット貨物の場合は、マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物で既に30便登録されていないこと。また、本業務の入力者から変換した取卸港において既に30便登録されていないこと。

- ⑨「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（O I N）」業務が行われている場合は、航空貨物として登録されていること。
- ⑩全量到着済でないこと。
- ⑪HAWBでないこと。
- ⑫他所蔵置の旨の入力がされた場合は、他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品でないこと。
- ⑬「許可・承認等情報登録（輸入保税）（P C H）」業務で貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑭UDA業務が行われている場合、入力者はULD引取情報に登録されている取卸保税蔵置場の管理者であること。
- ⑮UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物に対する入力の場合は、UDA業務及びAWB情報登録業務が行われていること。
- ⑯UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物に対する入力の場合は、特殊貨物記号、事故貨物、生鮮食料品識別コード、ロケーション及びロケーションを手作業で管理する旨の入力がないこと。
- ⑰UDA業務で仕分けられたバラ貨物に対する入力の場合は、UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物に対して本業務または「貨物確認情報訂正（C P K）」業務が行われていること。
- ⑱UDA業務が行われている場合は、ULD引取情報と個数、重量（入力された場合のみ）が等しいこと。ただし、重量の1キログラム以内の差異はエラーとしない。
- ⑲UDA業務で仕分けられたバラ貨物に対する入力の場合は、貨物確認情報のULDインタクト分重量とバラ分重量の合計と、AWB情報の重量が等しいこと。ただし、1キログラム以内の差異の場合はエラーとしない。
- ⑳入力された到着便名に対して「混載貨物確認情報登録（H P K）」業務または「混載貨物確認情報訂正（C H P）」業務が行われている場合は、H P K業務またはC H P業務を行った保税蔵置場と一致すること。
- ㉑貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告起動後、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の本申告起動後の場合で、かつスプリット2便目以降に関する本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。
- ・輸入許可がされていること。
 - ・本業務により搬入する保税蔵置場と輸入許可となった保税蔵置場が一致すること。
- （B）入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合は、ULDまたはULD収容の旨の入力がないこと。
- （C）他所蔵置許可申請者チェック
- 他所蔵置の旨の入力がされた場合は、以下のチェックを行う。
- （a）入力者が税関の場合で、入力されたAWB番号に対する他所蔵置管理情報が輸入貨物情報に存在する場合は、入力された他所蔵置場所に対して、他所蔵置許可申請中でないこと。
 - （b）入力者が税関以外の場合は、以下のすべての条件を満たしていること。
 - ①入力された他所蔵置場所に対して許可済である。
 - ②入力者が他所蔵置許可申請者である。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 輸入便情報DB処理

(A) 入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸入便情報を作成する。

②入力者が保税蔵置場で、かつ他所蔵置貨物以外の場合は、入力者の管理する保税蔵置場を登録する。

(B) 入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在する場合は、以下の処理を行う。

①入力者が保税蔵置場で、かつ他所蔵置貨物以外の場合は、入力者の管理する保税蔵置場を登録する。

②AWB情報登録業務が行われている場合は、後述の「突合処理」結果を登録する。ただし、UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物の場合は、不突合の旨を登録する。

(3) 輸入貨物情報DB処理

(A) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸入貨物情報を作成する。

②到着便名を登録する。

③スプリットカウンタに1を登録する。

④貨物確認情報を登録する。

⑤事故情報及びロケーション等の入力がある場合は、その情報を登録する。

(B) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合で、入力された到着便名に対してAWB情報登録業務が行われている場合は、以下の処理を行う。

①貨物確認情報を登録する。

②後述の「突合処理」結果を登録する。ただし、UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物の場合は、不突合の旨を登録する。

③後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

④突合済の場合は、蔵置個数及び蔵置重量等を加算する。ただし、仮陸揚貨物の場合を除く。

⑤事故情報及びロケーション等の入力がある場合は、その情報を登録する。

⑥ULD収容貨物の場合は、搬入情報も併せて登録する。

⑦到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合で、本申告起動前に通関予定蔵置場に係る本業務が入力された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

(C) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合で、入力された到着便名に対してAWB情報登録業務が行われていない場合は、以下の処理を行う。

①到着便名を登録する。

②スプリットカウンタに1を加算する。

③貨物確認情報を登録する。

④事故情報及びロケーション等の入力がある場合は、その情報を登録する。

⑤貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされている場合で、本申告起動前に本業務が入力された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

⑥到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合で、本申告起動前に通関予定蔵置場に係る本業務が入力された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

（D）SP貨物（スモールパッケージ）の処理

ロケーション欄の先頭2桁に「SP」と入力された場合で、システムにSP貨物取扱い可能な保税蔵置場として登録されている場合に、SP貨物の旨を登録する。

（4）輸出貨物情報DB処理

入力されたAWBが仮陸揚貨物である場合は、以下の処理を行う。

- ①突合済の場合は、搬入個数、搬入重量、蔵置総個数及び許可個数等を更新する。ただし、税関未確認事故貨物の場合は、許可個数の更新は行わない。
- ②事故情報及びロケーション情報等の入力がある場合は、その情報を登録する。

（5）重量換算処理

入力重量の単位がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量×0.45359

（1ポンド＝0.45359キログラムとする）

②端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は整数位1位へ切り上げ、小数点以下第1位は0とする。

（例） 10.46→10.5

10.56→11.0

（6）突合処理

AWB情報登録業務がされている場合に、AWB単位に以下の突合処理を行う。

（A）突合対象項目

①個数

②重量（本業務で重量が入力された場合に突合項目となる。なお、本業務で入力された重量単位がポンドの場合は、キログラムに変換後に突合を行う。）

（B）突合方法

- ①AWB情報登録業務で登録された個数と一致すること。
- ②本業務で重量が入力されている場合は、AWB情報登録業務で登録された重量と一致すること。
ただし、1キログラム以内の差異は、突合とする。

（7）全量到着済処理

以下の条件を満たした場合は、全量到着済とする。（ただし、マル仮貨物及び仮・仮貨物の場合を除く）

- ①総個数と到着個数合計が等しいこと。
- ②全ての到着便が突合済であること。
- ③総個数と到着個数合計が等しくない場合は、到着便が30便であること。

（8）本申告自動起動処理

予備申告（本申告自動起動）（Z申告）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

- ①予備申告の時に登録された通関予定蔵置場にAWBが全量蔵置されていること。
- ②突合済であること。
- ③スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(9) 保税運送申告自動起動処理

ULDインタクト貨物に対して本業務を行った場合で、かつULD引取情報に保税運送申告自動起動の旨が登録されている場合に、入力されたAWB番号に対する保税運送申告を自動起動する。

ただし、本処理が起動した時間が税関の執務時間外で、かつ時間外執務要請届がされていない場合は、保税運送申告自動起動後に申告エラーとなる。(詳細については「保税運送承認申告(一般)(OLT)」業務を参照)

(10) 輸入畜産物検査申請自動起動処理

輸入畜産物検査申請(到着後申請自動起動)の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する輸入畜産物検査申請(到着後申請)を自動起動する。

①突合済であること。

②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
分割貨物完了情報	全量到着済となった場合	各到着空港で最初のAWB 情報登録業務を行った航空 会社
不一致情報A	以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する (1) 貨物到着前輸入申告扱いの予備申告 (J申 告)、貨物到着前輸入申告扱いの輸入 (引取) 申告または到着即時輸入申告扱いの予備申 告 (税関空港で貨物を引き取る場合) (U申 告) の場合で、本申告許可後、最初の到着便 に対して本業務が入力され、許可個数と入力 個数が同一でない (2) 貨物到着前輸入申告扱いの予備申告 (J申 告)、貨物到着前輸入申告扱いの輸入 (引取) 申告または到着即時輸入申告扱いの予備申 告 (税関空港で貨物を引き取る場合) (U申 告) の場合で、本申告許可後、2便目以降の 到着便に対して本業務が入力された	申告先税関 (通関担当部門) 到着即時輸入申告扱いの予 備申告を行った通関業
S T P 貨物搬入確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) S T P 貨物が存在する	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) S T P 貨物が存在する (3) 保税蔵置場の管轄税関と貨物の移動差止登録 を行った税関が異なる	貨物の移動差止の登録を行 った税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) U L D 収容貨物である (2) 突合済である (3) S T P 貨物が存在する (4) 発送場所の管轄税関と貨物の移動差止登録を 行った税関が異なる	発送場所の管轄税関 (保税担当部門)
保税関係確認情報	税関届出用特殊貨物記号の入力がされているAWB が存在する場合	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)
S T P 貨物解除通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) S T P 貨物が存在する (3) 削除表示が設定された	貨物の移動差止の登録を行 った税関 (保税担当部門)
他所蔵置搬入確認情報 (輸入)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 他所蔵置貨物が存在する (2) 入力者が税関以外である	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)

情報名	出力条件	出力先
搬入状況通知情報（輸入）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）突合済みである （２）税関届出を必要とする事故貨物が存在する	入力者（税関の場合は除く）
		AWB情報登録業務を行った航空会社
		取卸港の管轄税関 （監視担当部門）
		本業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関 （保税担当部門）
不突合情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）ULD収容貨物である （２）不突合貨物が存在する	入力者
		AWB情報登録業務を行った航空会社